

議案第73号

新居浜市下水道条例の一部を改正する条例の制定について

新居浜市下水道条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和3年11月30日提出

新居浜市長 石川 勝行

新居浜市下水道条例の一部を改正する条例

新居浜市下水道条例（昭和54年条例第23号）の一部を次のように改正する。

第16条の次に次の1条を加える。

（終末処理場におけるし尿等の処分）

第16条の2 し尿及び浄化槽汚泥は、管理者が別に定める者に限り、終末処理場において処分することができる。

附 則

この条例は、令和4年2月1日から施行する。

提案理由

し尿及び浄化槽汚泥の共同処理を開始することに伴い、新居浜市下水処理場におけるし尿及び浄化槽汚泥の処分について必要な事項を定めるため、本案を提出する。